



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年1月17日(金) 第10266号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計管理課)	2
告 示	
○保安林予定森林(森林保全課)	3
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○同	3
○同	4
○道路の供用開始(同)	4
○同	4
○同	5
○都市計画事業の変更認可(都市整備課)	5
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	5
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	6
公 告	
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(農村整備課)	6
○同	6
○同	7

規則

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年一月十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第一号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第六十三条第二項後段及び第四項を削る。
第七十八条第二項を削る。
第八十六条後段を削る。
第一百十条第二項後段及び第四項を削る。
第一百四十五条の二を削る。
第一百五十条中「送付された帳票のうち、公金振替依頼書及び更正依頼書により関係帳票を記帳整理し、残る各票」を「帳票の送付を受けたとき」に改める。
第一百五十一条を次のように改める。
第一百五十一条 削除
第一百五十八条及び第一百五十九条を次のように改める。
第一百五十八条及び第一百五十九条 削除
第一百六十二条を次のように改める。
第一百六十二条 削除
第一百九十一条第一項第一号中「納付」を「給付」に改める。
別表第二地域機関等の項中

群馬県東京事務所	副所長	を
----------	-----	---

群馬県東京事務所	次長	に改める。
----------	----	-------

別表第四の二需用費の項第八号中「もの」の下に「(印紙類の購入費を除く。)」を加える。
別表第六中

更正依頼書	共通	第六十三条第二項	を
-------	----	----------	---

削除			に、
----	--	--	----

支払依頼明細書	県庁	第七十八条第一項	を
---------	----	----------	---

支払依頼明細書	県庁	第七十八条	に
公金振替依頼書	県庁	第八十六条	を
削除			に

改める。
別記様式第五十七号を次のように改める。
別記様式第七十七号を次のように改める。
この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 多野郡神流町大字平原字栃久保甲89、乙89、大字小平字日向反り902の3、902の4、903の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延 長メートル
一般国道	353号	渋川市北牧字沖田290番の1地先から同市横堀字西ノ内8番の3地先まで	前	8.5～13.6	1210.0
			後	13.3～17.0	1210.0

◎群馬県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋赤城線	前橋市北代田町字位田673番の7地先から同市上細井町字松下1957番の2地先まで	前	17.0～24.1	735.2
			後	17.0～27.9	735.2

◎群馬県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川下新田線	渋川市小野子字裸岩3565番の51地先から同市同字同3565番の46地先まで	前	11.7～25.4	471.1
			後	22.3～54.7	454.6

◎群馬県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生伊勢崎線	太田市大原町1107番の8地先から同市同2311番の4地先まで	令和7年1月20日

◎群馬県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	分郷八崎寄居線	渋川市北橋町真壁字西田2152番の1地先から同市同字同2144番の1地先まで	令和7年1月17日

◎群馬県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	長久保郷原線	安中市松井田町上増田字長久保3772番の1地先から同市同字同3716番の4地先まで	令和7年1月17日

◎群馬県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 藤岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 藤岡都市計画道路事業 3・4・8号 藤岡インターチェンジ北口線
- 3 事業施行期間 平成31年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

◎群馬県告示第19号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次の

ように改正し、令和7年2月3日から施行する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

2の項に次のように加える。

(48)群馬県建設業法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第69号）第2条に規定する手数料のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項及び第3項、第27条の26第1項並びに第27条の29第1項に規定する申請等が建設業許可・経営事項審査電子申請システムにより行われた場合における当該申請等に係る手数料（キャッシュレス決済によるものに限る。）の収納に関する事務

◎群馬県告示第20号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和7年2月3日から施行する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

表地域企業支援課の項の次に次のように加える。

建設企画課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	群馬県建設業法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第69号）第2条に規定する手数料のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項及び第3項、第27条の26第1項並びに第27条の29第1項に規定する申請等が建設業許可・経営事項審査電子申請システムにより行われた場合における当該申請等に係る手数料（キャッシュレス決済によるものに限る。）の収納に関する事務
-------	-------	---------------------	--

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営上細井中西部土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和7年1月20日から同年2月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 前橋市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営下江黒土地改良事業第1換地区

の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和7年1月20日から同年2月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 明和町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営下江黒土地改良事業第2換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和7年1月20日から同年2月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 明和町役場